

告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和三年四月十六日

埼玉県計量検定所長 石川和正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げる非自動はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ　ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者　電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える機械式はかり

ロ　ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用していない者であつて、ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかりを使用している者（ひょう量が百五十キログラムを超え、二百五十キログラム以下の電気式はかりを併せて使用する者を除く。）　ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
松伏町	令和三年五月二十四日から八月二十 三日まで（日曜日、土曜日及び休日 (埼玉県の休日を定める条例（平成 元年埼玉県条例第三号）第一条第一 項第二号及び第三号に掲げる日をい う。以下同じ。）を除く。)	計量器の所在場所
吉川市	令和三年五月二十五日から八月二十 四日まで（日曜日、土曜日及び休日 を除く。）	同

